最終更新日：2015年12月11日
ナノキャリア株式会社
代表取締役社長CEO　中冨 一郎
問合せ先：取締役CFO兼社長室長　松山 哲人
証券コード：4571
http://www.nanocarrier.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ナノテクノロジーを用いて新しい医薬品を創出し、人々の健康とQOL（生活の質）の向上に貢献することを社会的使命とし、がん領域のイノベーションファーマとして創薬事業を推進しております。上場企業として、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させ株主をはじめとしたステークホルダーの利益につながるものと考えており、経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが、経営上の重要な課題であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合	3,087,550	7.24
信越化学工業株式会社	2,660,000	6.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,348,100	3.16
中冨　一郎	1,159,000	2.72
興和株式会社	1,000,000	2.35
THE BANK OF NEW YORK 133524	713,000	1.67
株式会社SBI証券	696,900	1.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	692,700	1.63
CYNTEC CO., LTD.	623,200	1.46
松井証券株式会社	410,300	0.96

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡野光夫	学者											
大橋彰	他の会社の出身者											
松村淳	他の会社の出身者							△				
藤澤朋行	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡野光夫	○	――	当社の創業メンバーの一人であり、当社技術の発明者の一人でもあることから、当社事業に精通しており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識を当社の経営に活かしていただきたいため、当社社外取締役として選任しました。また、同氏は当社経営からは独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じる恐れはなく、中立・公正な立場から当社経営への助言を行う役割を遂行していると判断したため、独立役員として指定しました。
大橋彰	○	――	長年にわたり医薬品業界における臨床開発に携わった豊富な経験・知識を当社の経営判断に活かしていただきたいため、当社社外取締役として選任しました。臨床開発方針の決定等に関し、医師の立場から貴重な発言をいただいております。また、同氏は当社経営からは独立した立場にあり、一般株主と利益相反が生じ

			る恐れはなく、一般株主からの負託に応えつつ、中立・公正な立場から当社経営への助言を行う役割を遂行していると判断したため、独立役員として指定しました。
松村淳		株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役COO	国内外でのファイナンス分野における豊富な経験及び幅広いネットワークを活用した製薬企業等との事業開発及びIRを含めた経営面での助言・提言等をいただいております。
藤澤朋行		株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ディレクター	製薬企業において特に事業提携及びライセンス等において長年の経験を有し、バイオベンチャー企業の経営の専門家としての視点に基づく当社の事業開発及び研究開発に関する助言・指導をいただいております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である有限責任あずさ監査法人との間で、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けております。
また、内部監査担当者及び常勤監査役との間で、監査実施状況に関して、日常的に協議・連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野口勘四郎	他の会社の出身者													
森嶋正	公認会計士													
古田利雄	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

野口勘四郎	○	―――	前職での管理部長及び監査役業務を通じて培われた幅広い経験及び見識を活かし、取締役の職務執行の監査を客観的な視点で実施していただくため選任いたしました。 独立役員として指定した理由は、当社人的縁故及び当社業務とは一切の関係がない（社）日本監査役協会推薦の第三者であり、なおかつ、常勤監査役として当社経営執行役員の業務執行状況を常時監視しているため、総合的、客観的な判断を下す環境を有し、適任であると考えたためです。
森嶋正	○	―――	公認会計士として培った企業会計に関する経験・知識を活かし、取締役の職務執行の監査を客観的な視点で実施するため選任いたしました。また、財務・会計的観点から公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し、当社の監査機能の強化にその資質を活かしていただけると判断しており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として指定しました。
古田利雄	○	―――	弁護士として企業法務及びコンプライアンスに関する経験・知識を有しており、なおかつ経営に関する独立性を有しており、当社の社外監査役として適任であると判断し、選任しました。 また、同氏は高度な識見を有する社外監査役として、中立的、客観的立場から経営監視を行っており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の経営参画意識を高揚し、業績向上に対する意欲を高めるため、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

経営参画意識を高揚し、業績向上に対する意欲を高めるため、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における当社の役員報酬の内容は以下のとおりです。
取締役の年間報酬額（社外取締役を除く）66,597千円
監査役の年間報酬総額（社外監査役を除く）－千円
社外役員の年間報酬額 18,490千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、経営の健全性及び透明性を高めるため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下のとおりであります。

■監査役会
当社は監査役会設置会社であります。監査役会は定時監査役会を毎月１回、また必要に応じて随時臨時監査役会を開催しております。当社の監査役会の構成は監査役総数3名全員を社外監査役で構成しており、かつ企業経営とコンプライアンスに精通した人材を登用し、取締役会には常に出席し、取締役会の運用状況及び取締役の業務執行状況を監査しております。また常勤監査役は監査役会以外に重要な会議に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。

■内部監査
当社は、組織規程、稟議規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を明確化するとともに、内部監査により内部牽制の働く組織的な業務運営を行う体制を構築しております。内部監査は、内部監査室を主管部署として、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。

■会計監査
当社は現在、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、同法人による会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社は監査の結果として監査法人より是正勧告や改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関する是正改善を必要に応じて実施しております。また監査法人は内部監査結果を踏まえ、監査役会と適宜情報交換を行っております。
平成27年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び業務に係る補助者の構成は次のとおりです。
継続監査年数に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しております。
イ）業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員・業務執行社員 小林雅彦
指定有限責任社員・業務執行社員 高津知之
ロ）業務に係る補助者の構成
公認会計士5名、その他9名

■指名、報酬等の決定
当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。取締役の報酬額は、株主総会で報酬の総額を決定し、取締役会でその配分を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。
当社は監査役制度のもと、社外取締役4名と社外監査役3名を活用することにより、業務執行の監視・監督及び監査機能が十分に機能し、コーポレート・ガバナンスの強化が期待できることから、現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月24日開催の第19回定時株主総会招集通知は、平成27年6月5日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第19回定時株主総会は、平成27年6月24日に開催いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	第19回定時株主総会招集通知の要約を、発送日にホームページに掲載しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度開催いたしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度開催いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び会社説明会資料等の掲載ならびに動画配信等行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定め、以下の要領でこれにあたっております。（平成27年4月24日付で一部改正しております。）

【1】取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にし、全役職員を対象とした行動指針として「NC企業倫理規準」を定め、それを全役職員に周知徹底する。
また、定例取締役会を毎月１回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監視をより一層強化することとする。
(2)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する。また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求める。
(3)当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を確保する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

【2】取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)情報の保存・管理
取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、文書保存管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に情報を保存し、管理する。
(2)情報の閲覧
取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

【3】損失の危険の管理に関する規程そのほかの体制
(1)組織横断的なリスクについては社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理マニュアル」等を制定し、同マニュアル等に基づくリスク管理体制を構築するものとする。
(2)不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、敏速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

【4】取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して敏速に的確な意思決定を行う。
(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、組織規程別表・職務分掌表、同・職務権限一覧表、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
(3)取締役職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。
又、常勤監査役の選任にあたっては、当社業務に精通した人物を選任し、常時 取締役の職務執行について監視することとする。

【5】当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は特定の企業集団に属しておらず、子会社等もないため該当事項なし。

【6】監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
当社は監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフを置くこととする。監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査役会の同意を必要とし、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

【7】取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査役会に報告する。又、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
(2)常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその報告を求めることができることする。
(3)内部通報制度（ヘルプライン）に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
(4)当社は前各項に従い監査役への報告を行った当社取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止する。
(5)当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する方針を定めており、また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

【1】適時開示に関する基本方針
当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、適時適切な情報開示はコーポレート・ガバナンスのために不可欠であると考えております。

【2】適時開示に係る社内体制について
当社では、開示担当部署として、社長室を設置しており、当該部署で適時開示に係る業務を実施しており、情報取扱責任者は取締役CFOが務めております。
情報取扱責任者は発生事実や決定事実が適時開示を求められる内容かを漏らさずチェックし、適時開示情報があった場合は開示担当部署である社長室で管理部と連携の上開示資料を作成し、代表取締役社長、常勤取締役、常勤監査役の承認を受けた上で発表することとしております。
これらの情報の開示手続きは以下のとおりとしております。
また、内部者取引管理規程(インサイダー取引防止規定)を制定し、インサイダー取引の未然防止及び情報管理の徹底を図っております。

＜発生事実及び決定事実＞
発生事実または決定事実が生じた場合、取締役会による承認または代表取締役社長による承認を経て、開示手続きを行っております。

＜決算事実＞
決算に関する情報は、取締役会による承認を経て、開示手続きを行っております。

